

令和6年5月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和6年5月15日(水)  
開会 13時30分 閉会 16時15分
- 2 開催場所 市役所 3階 大会議室西
- 3 出席委員 農業委員 15名  
 2 今村 晴喜 3 井村 浩幸 4 岩本 剛久 5 後藤 直  
 6 櫻井 和也 7 澤本 吉廣 8 柴田 重雄 9 柴野 佳代子  
 13 原田 勝司 14 増本 努 15 森下 孝之 16 守谷 能精  
 17 八木 純子 18 森 孝雄 19 山下 忍
- 農地利用最適化推進委員 9名  
 1 萩原 憲一 2 山田 静雄 3 柴田 忠志 4 成岡 義人  
 6 塚本 澄雄 7 石澤 宏俊 8 増田 尚士 13 小玉 吉孝  
 14 松下 宣良
- 4 欠席委員 農業委員4名  
 1 池ヶ谷 明生 10 鈴木 聡 11 鈴木 芳信 12 仲山 和彦
- 農地利用最適化推進委員 5名  
 5 増田 幸雄 9 杉本 芳樹 10 土屋 聡 11 平井 晃芳  
 12 滝山 栄治
- 5 議事日程  
 第1 議事録署名人の指名
- 日程、第2、報告 第5号 農地法第3条の3第1項の届出について  
 第6号 農地法第18条第6項の通知について  
 第7号 畑作転換の届出について  
 第8号 農業用施設証明について  
 第9号 農地転用の届出について
- 日程、第3、議案 第8号 農地法第3条(所有権移転)について  
 第9号 農地法第3条(使用収益権)について  
 第10号 許可後の事業計画変更について  
 第11号 農地法第4条について  
 第12号 農地法第5条について  
 第13号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局 長 山本 敏幸  
 係 長 藺田 展之  
 主 査 大塚 早矢佳  
 主 事 石原 裕之  
 会計年度任用職員 鈴木 齊

## 7 会議の概要

○議長（山下 忍） それでは、ただいまから令和6年島田市農業委員会5月総会を開催します。

総会の開催にあたり、委員の出席状況を報告いたします。農業委員1番の池ヶ谷明生委員、10番の鈴木 聡委員、11番の鈴木芳信委員、12番の仲山和彦委員、農地利用最適化推進委員は5番の増田幸雄委員、9番の杉本芳樹委員、10番の土屋聡委員、11番の平井晃芳委員、12番の滝山栄治委員から欠席の届出がありました。

本日の出席者は 農業委員15名、推進委員9名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（藺田係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、2番の今村晴喜委員と3番の井村浩幸委員をお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の藺田係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第5号「農地法第3条の3第1項の届出」について、10件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第5号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（藺田係長） まず1ページです。

報告第5号 農地法第3条の3第1項の届出について  
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。  
令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、10件です。  
担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 農地法第3条の3第1項の届出について説明します。

総会資料の2ページをご覧ください。

管理方法に記載してあります「荒廃農地」については適切な管理を、「転用許可済地」や「無断転用」については、速やかに登記地目の変更を行うよう指導します。また、あっせんの希望がある場合は調整を行います。

1番案件、届出人は藤枝市の〇〇〇〇さん、所在地は相賀の農地14筆で合計面積は4,182.53㎡、自作地10筆、貸付地が2筆、荒廃農地2筆です。令和4年9月24日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

2番案件、届出人は埼玉県の〇〇〇〇さん、所在地は阪本の農地2筆で合計面積は463㎡、すべて自

作地です。

令和5年2月9日相続による権利取得であっせんの希望があります。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

3番案件、届出人は湯日の〇〇〇〇さん、所在地は湯日の農地2筆で合計面積は1,441㎡、すべて自作地です。

平成28年8月7日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

4番案件、届出人は金谷猪土居の〇〇〇〇さん、所在地は金谷猪土居の農地6筆で面積は4,148㎡、すべて自作地です。

令和5年12月29日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

3ページになります。

5番案件、届出人は焼津市の〇〇〇〇さん、所在地は伊久美の農地7筆で合計面積は1,765㎡、自作地が3筆、荒廃農地が4筆です。

令和4年3月13日相続による権利取得であっせんの希望があります。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

6番案件、届出人は落合の〇〇〇〇さん、所在地は野田と落合、落合西、大草の農地15筆で合計面積は4,745.72㎡、自作地が3筆、貸付地が2筆、荒廃農地9筆、無断転用が1筆です。

令和5年10月8日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

7番案件、届出人は牛尾の〇〇〇〇さん、所在地は牛尾の農地2筆で合計面積は5,554㎡、すべて自作地です。

令和4年9月28日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

4ページになります。

8番案件、届出人は尾川の〇〇〇〇さん、所在地は尾川の農地1筆で合計面積は83㎡、荒廃農地です。

令和6年2月4日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

9番案件、届出人は細島の〇〇〇〇さん、所在地は細島と東町の農地2筆で合計面積は854㎡、自作地が1筆、転用許可済地が1筆です。

令和5年6月10日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

10番案件、届出人は野田の〇〇〇〇さん、所在地は大草の農地1筆で面積は100㎡、転用許可済地です。

令和5年11月18日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第5号 農地法第3条の3第1項の

届出、10件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第6号 農地法第18条第6項の通知について、6件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第6号 農地法第18条第6項の通知について）

○事務局（藺田係長） 次は5ページになります。

報告第6号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、6件です。

担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 総会資料の6ページになります。

1番案件、賃貸人は農林水産省国有財産管理者静岡県知事川勝平太、賃借人は榛原郡吉田町の〇〇〇〇さん、岸町の農地1筆101㎡で解約後の利用方法は利用収益、離作補償はありません。農地法に基づく貸借の解約です。

2番案件と3番案件は関連がありますので併せて説明します。2番案件の賃貸人は旗指の〇〇〇〇さん、賃借人は静岡県農業振興公社です。3番案件は、賃貸人は静岡県農業振興公社、賃借人は身成の〇〇〇〇株です。身成の農地5筆897㎡で解約後の利用方法は利用収益、離作補償はありません。基盤法に基づく貸借の解約です。

4月の総会にて農地法第3条の所有権移転の許可がされた農地です。

4番案件、賃貸人は大柳の〇〇〇〇さん、賃借人は阪本の〇〇〇〇さんです。大柳の農地2筆2,391㎡で解約後の利用方法は自作、離作補償はありません。基盤法に基づく貸借の解約です。

7ページになります。

5番案件、賃貸人は阪本の〇〇〇〇さん、賃借人は阪本の〇〇〇〇さん、阪本の農地4筆3,413㎡、解約後の利用方法は自作、離作補償はありません。基盤法に基づく貸借の解約です。

6番案件、賃貸人は阪本の〇〇〇〇さん、賃借人は井口の〇〇〇〇さん、湯日の農地1筆1,959㎡の内1,019㎡、解約後の利用方法は利用収益、離作補償はありません。基盤法に基づく貸借の解約であり、農地中間管理事業に切り替えるためです。

農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第6号 農地法第18条第6項の通知4件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第7号 畑作転換の届出について、1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第7号 畑作転換の届出について）

○事務局（藺田係長） 次は8ページです。

報告第7号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

担当から説明します。

9ページをご覧ください。

1番 届出人は向島町の〇〇〇〇さんで、所在地は向島町の田、現況田の農地1筆、面積は314㎡の内204㎡、普通畑（野菜）としての利用です。

理由としては、農業用水の取水、排水に支障があるためです。

畑作転換のための盛土は、将来的な宅地への造成を懸念することから50cm程度を上限としており、盛土は50cmとのことなので事務局としてはやむを得ないと考えます。

補足説明を島田・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（増本 努） 5月10日、委員3名にて現地を確認しました。すでに盛土されており、50cmの盛土は守られていました。周囲は住宅地であり、用水の取水において水田に適さないためやむを得ないと考えます。届出人へ適切な管理を継続するよう伝えました。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第7号 畑作転換の届出について1件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第8号 農業用施設証明願について、1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第8号 農業用施設証明願について）

○事務局（菌田係長） 次は10ページです。

報告第8号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第32条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

11ページをご覧ください。

申請者は向島町の〇〇〇〇さん、申請地の畑314㎡の内15㎡。目的は肥料用運搬車両等の置場に使用します。

場所はおひさま公園から東に約240mに位置しています。

事務局で現地確認を行い、特に問題ないものと思われれます。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第8号 農業用施設証明願について1件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第9号 農地転用の届出について、2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第9号 農地転用の届出について）

○事務局（藺田係長） 次は12ページです。

報告第9号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

○事務局（藺田係長） 13ページをご覧ください。

1番案件 賃借人は、〇〇〇〇株式会社、賃貸人は岸町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の畑1筆、230㎡の内6.25㎡です。

場所は岸町スポーツ広場から北へ約200mに位置し、農地区分は、農用地区域内農地（青地）です。

転用理由は、電気通信事業用設備、無線基地局設置工事によるものです。

事業期間は令和6年6月から令和16年5月の10年間で、この期間以降は自動更新となっています。

2番案件 譲受人は、島田市長 染谷絹代（内陸フロンティア推進課）、譲渡人は、牛尾の〇〇〇〇さん、牛尾の〇〇〇〇さん、牛尾の〇〇〇〇さんです。

申請地は、牛尾の畑3筆、合計454㎡の内40.44㎡です。

場所は新東名島田金谷 IC から東へ約1kmに位置し、農地区分は、用途地域内の農地であるため、第3種農地です。

転用理由は新東名島田金谷 IC 周辺地区開発事業に伴う市道の拡幅整備によるものです。

事業期間は令和6年8月から令和7年12月の予定です。

農地転用の届出につきましては以上となります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第9号 農地転用の届出について1件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）について、6件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第8号 農地法第3条(所有権の移転)について)

○事務局(藺田係長) 14ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条(所有権の移転)について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、6件です。

担当から説明します。

○事務局(大塚主査) 15ページをご覧ください。

1番案件、譲受人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積 41,331 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 300日、妻 300日、父 270日、母 270日です。

譲渡人は、湯日の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は 329 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

理由は、譲受人は、現在耕作地近隣にある申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、譲渡人は譲受人の希望により譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、谷口橋左岸側より南南西に約 1.1 km 付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(塚本 澄雄) 5月7日、今村委員と現地を確認しました。申請地の周囲は譲受人の農地で囲まれていることから、やむを得ないと思います。

○事務局(大塚主査)

2番案件、譲受人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積 39,827.03 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 250日、父 250日、母 250日、父の父 250日です。

譲渡人は、阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は 272.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

理由は、譲受人は、申請地の隣地を耕作しており、まとめて管理を行いたいため、譲り受けたく、譲渡人は耕作ができないため、譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、島田大橋右岸側より南東に約 800m 付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(塚本 澄雄) 5月7日、今村委員と現地を確認しました。申請地は道路残地のような三角地です。譲受人は自園自製農家として代々経営しており、経営も安定していることから問題はないと思います。

○事務局(大塚主査)

3番案件と4番案件は関連がありますので、併せて説明します。

3番案件、譲受人は、大代の建設業〇〇〇〇さん、耕作面積 503.00 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 250日、妻 200日です。

譲渡人は、静岡市の破産者〇〇〇〇 破産管財人弁護士〇〇〇〇さんです。

申請地は大代の農地2筆、面積は合計で 411.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

理由は、譲受人は、自宅敷地に隣接する申請地を耕作しており、譲り受け、引き続き耕作したく、譲渡人は財産処分のため、譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、大代公民館より南西に約 1.4 km 付近に位置しています。



4番案件、譲受人は、大代の建設業〇〇〇〇さん、耕作面積 503.00 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 250 日、妻 200 日です。

譲渡人は、大代の〇〇〇〇さんです。

申請地は志戸呂の農地 1 筆、面積は 92.00 m<sup>2</sup>、区分は贈与です。

理由は、譲受人は、申請地を耕作しており、譲り受け、引き続き耕作したく、譲渡人は耕作できないため、譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、大代公民館より南西に約 1.4km 付近に位置しています。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 5月10日に行政書士の立ち会いのもと、山下会長と現地を確認してきました。3番案件、4番案件とも申請地は譲受人の自宅の前にある農地で、以前から借りて耕作していました。耕作可能と思われます。問題はありません。

○事務局（大塚主査）

5番案件、譲受人は、南原の農業 農地所有適格法人〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、耕作面積 93,497.00 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 300 日、取締役 100 日です。

譲渡人は、静岡市の破産者〇〇〇〇 破産管財人弁護士〇〇〇〇さん、破産者〇〇〇〇 破産管財人弁護士 〇〇〇〇さんです。

申請地は金谷二軒家の農地 2 筆、面積は合計で 1,723.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は財産処分のため、譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、新金谷駅より南東に約 1.1km 付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（岩本 剛久） 5月13日、池ヶ谷委員と石澤推進委員、譲受人の立会いの下、現地を確認しました。現状は耕作放棄地ではありますが、譲受人は果樹を植えて農地を再生するとのこと。問題はないと思います。

○事務局（大塚主査）

6番案件、譲受人は、南原の農業 農地所有適格法人〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、耕作面積 93,497 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が 300 日、取締役 100 日です。

譲渡人は、焼津市の〇〇〇〇さんです。

申請地は南原の農地 1 筆、面積は 841 m<sup>2</sup>、区分は売買です。なお、申請地はビニールハウス 2 棟が設置されており、1 棟は多肉植物の栽培、もう 1 棟は農業用資材等が置かれており、現在、片付け作業を進めているところです。令和 6、7 年はレタス、キャベツ、ブロッコリーの育苗のため、令和 8 年はいちごの高設を設置し、栽培していく計画とのこと。

理由は、譲受人は、規模拡大のため譲り受けたく、譲渡人は耕作ができないため譲り渡したく、申請に及んだものです。

場所は、初倉南小学校より南に約 250m 付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（岩本 剛久） 5月13日、池ヶ谷委員と石澤推進委員、譲受人の立会いの下、現地を確認しました。問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第8号 農地法第3条（所有権の移転）、6件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この6件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第9号 農地法第3条（使用収益権の設定）についてですが、議案第12号 農地法第5条の申請と関連がありますので、後ほど併せて上程いたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第10号 転用許可後の事業計画変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第10号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（藺田係長） それでは、20ページをご覧ください。

議案第10号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は1件です。

○事務局（藺田係長）

総会資料21ページ、現地調査資料は1ページから4ページをご覧ください。

当初計画人及び変更後計画人は旭三丁目の〇〇〇〇さんです。

申請地は、旭三丁目の田、計3筆、272㎡です。

当初計画及び変更後の計画は住宅敷地拡張及び駐車場です。

場所は、島田第五小学校から南西へ約260mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、計画人は当初、既存住宅の増築と駐車場の設置を理由に、令和5年1月16日に転用の許可をとりましたが、当初の計画では、出入口が現在の場所から変わるために住所の変更をする必要が生じ、計画人がそれを厭うために、増築ではなく新規住宅を別の場所に建設することになり、申請に及びました。

計画としては、既存の住居を取り壊し、進入を西側の市道からとし、新規住宅を東側の市道沿いに建築します。

許可基準に基づく検討状況としては、変更前の計画と利用区画・面積共に変更はなく、既存住宅の取り壊し、及び新規住宅に関する申請人の資金計画についても問題はないため、計画変更もやむを得ないと考えます。

補足説明はありません。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第8号 転用許可後の事業計画変更について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第11号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第11号 農地法第4条について）

○事務局（菌田係長） それでは、22ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

○事務局（菌田係長）

1番案件、資料の23ページ、現地調査資料の5ページから8ページをご覧ください。

申請人は、阪本の会社役員〇〇〇〇さんです。

申請地は、阪本の畑、現況宅地及び畑の1筆801㎡で、転用目的は資材置場、無断転用の是正になります。

場所は、島田消防署初倉出張所から西へ約700mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請者の家業である建設業の資材置場として利用していた山林を、国土調査時に申請者の父親が畑に地目変更したが、そのまま現在まで資材置場として利用しており、現在の利用状況に地目を変更するため、この度適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

転用内容としては、コンクリート二次製品や鋼管、足場等の資材置場で、置場には簡易的な屋根が設置されています。これまでと同様に家業である建設業の資材置場として使用していく予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

なお、この案件に対し、始末書が提出されています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） 5月7日、塚本推進委員と現地を確認しました。10年位前から資材置場として使用していたとのこと。問題はないと思います。

2番案件、現地調査資料は9ページから12ページをご覧ください。

申請人は、竹下の会社員・農業〇〇〇〇さん。

申請地は、竹下の田1筆48㎡で、転用目的は住宅進入路、無断転用の是正になります。

場所は、大井川鉄道合格駅から北へ約100mに位置し、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請人の父親が平成4年に住宅への進入路として青地の除外許可を得たが、転用許可申請をしないまま進入路としてしまい、現在に至るため、この度適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

計画内容は、他地目併用全体面積104㎡の進入路です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に残る農地はなく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

なお、この案件に対し、始末書が提出されています。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 5月10日、山下会長と行政書士の立会いの下、現地を確認しました。事務局の説明どおりであり、近隣への影響はないため問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第11号 農地法第4条について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第12号 農地法第5条について、9件を上程いたします。併せて、議案第9号 農地法第3条（使用収益権の設定）4件について、関連がありますので併せて上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第9号 農地法第3条（使用収益権の設定）について）

（議案第12号 農地法第5条について）

○事務局（藺田係長） 議案第9号と第12号について議案を申し上げます。

初めに、17ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第3条（使用収益権の設定）について

下記のとおり使用収益権の設定の申請があったので、許可するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は4件で、農地法第5条の2番案件及び3番案件、7番案件、8番案件と関連がありますので併せて説明いたします。

農地法第5条は、24ページになります。

議案第12号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、9件です。

○事務局（藺田係長）

1番案件、資料の25ページ、現地調査資料の13ページから16ページをご覧ください。

使用借人は、菊川の土木工事業、株式会社〇〇〇〇、使用貸人は、大代の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、大代の畑、1,289㎡のうち348.02㎡で、転用目的は資材置場造成に伴う畑盛土です。

場所は、五和小学校から西へ約2.7kmに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

転用理由としては、使用借人は資材置場造成工事に係り、造成地一部の急傾斜地の解消を図るため、水路改修工事(かさ上げ工事)を行うにあたり、水路対岸にある急傾斜の使用貸人の農地を必要とし、使用貸人の農地の一部が平坦となることから、双方話がまとまったため申請に及びました。

計画内容は、工事期間は許可日から1年間とし、水路改修工事に係る盛土土量517.1m<sup>3</sup>、耕作土は厚さ30cmで114.6m<sup>3</sup>、造成後はダイコンを作付けする計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はなく、静岡県盛土条例に係る許可申請の申請中であることから、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(八木 純子) 山下会長と後藤委員により、使用借人と行政書士の立会いのもと、現地を確認しました。大雨時に何度か現地にて水路の状況を確認しましたが、大きく増水することはありませんでした。市の土地利用委員会において専門的な見地で見ただけで承認されており、問題はないと思います。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。第5条につきましては、個別に採決していきたいと思えます。1番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員(質疑なし)

○議長(山下 忍) ご質問もないようでございますので採決いたします。1番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員(異議なし)

○議長(山下 忍) 全員の賛成をいただきました。よって、1番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局(藺田係長)

2番案件、資料の25ページ、現地調査資料の17ページから20ページをご覧ください。

本件は、議案第9号の2番案件と関連があります。

賃借人は静岡市清水区の不動産賃貸業〇〇〇〇さん、賃貸人は川根町家山の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、川根町家山の畑、現況：樹園地1筆716m<sup>2</sup>のうち0.21m<sup>2</sup>で、転用目的は、営農型太陽光発電施設(一時転用)です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。令和元年10月15日に初回の一時転用許可を受け、今回1回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。本来であれば令和4年10月までに許可を得なければいけませんでしたでしたが失念していたため今回の申請に至っており、始末書が提出されています。

場所は、川根文化センター「チャリム21」から北北西に約1kmに位置し、農用地区域内農地(青地)です。

土地所有者とは3条の使用貸借権、区分地上権が設定されています。

申請理由は、設置者である賃借人は、耕作放棄地の解消をすることを目的に太陽光発電施設を設置し、発電事業と賃貸人の農業を両立させることができると判断したため、申請に至っています。

計画は、施設下部農地面積は278.40m<sup>2</sup>、遮光率99%で、施設下部の作物は原木しいたけです。なお、太陽光発電施設の内容は資料備考欄のとおりです。

作物の原木しいたけは、1・2年目に植菌、仮伏せし、2年目以降は本伏せし、3年目の冬から収穫となります。なお、原木しいたけの栽培については、川根本町で林業と原木しいたけ栽培を営んでい

る〇〇〇〇さんから、2500本～3000本の原木から生しいたけが500～600kg 収穫でき、乾燥しいたけにすると100kg 程度になるとの実績事例が提出されています。

許可期間中においては、栽培実績や収支状況について、報告が義務付けられています。

許可基準に基づく検討状況は、撤去費について確保されており、また令和4年台風15号の影響で1年以上申請地まで行くことができなかつたことを踏まえ、営農状況を経過観察することで、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を川根地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（守谷 能精） 5月13日、川根地区と五和地区の委員と推進委員6名、山下会長と森副会長、事務局にて賃借人と行政書士の立会いのもと現地を確認しました。耕作状況はまだまだという部分がありますが、しっかり耕作するというではありませんでした。栽培実績書についてしっかり提出するよう伝えました。許可はやむを得ないと思います。

○事務局（菌田係長）

3番案件、資料の26ページ、現地調査資料の21ページから24ページをご覧ください。

本件は、議案第9号の3番案件と関連があります。

2番案件と同様、賃借人は静岡市清水区の不動産賃貸業〇〇〇〇さん、賃貸人は川根町家山の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、川根町家山の山林、現況：畑1筆1402㎡のうち0.43㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。令和元年6月7日に初回の一時転用許可を受け、今回1回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。本来であれば令和4年5月までに許可を得なければいけませんでしたでしたが失念していたため今回の申請に至っており、始末書が提出されています。

場所は、川根文化センター「チャリム21」から北北西に約1.1kmに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

土地所有者とは3条の使用貸借権、区分地上権が設定されています。

申請理由は、設置者である賃借人は、耕作放棄地の解消をすることを目的に太陽光発電施設を設置し、発電事業と賃貸人の農業を両立させることができると判断したため、申請に至っています。

計画は、施設下部農地面積は881㎡、遮光率44%で、施設下部の作物はブルーベリーです。なお、太陽光発電施設の内容は資料備考欄のとおりです。

作物のブルーベリーは、現在ポットで約90本栽培しています。1年目の植え付け後、2・3年目は肥培管理を継続し、4年目から収穫となります。反収は100kgを見込んでおり、県の実証実験資料が提出されており、資料によると1本当たり約2.0kgの収量があり、慣行と同等とのことであり、計画に問題はありません。

なお、許可期間中においては、栽培実績や収支状況について、報告が義務付けられています。

許可基準に基づく検討状況は、撤去費について確保されており、営農状況を経過観察することで、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を川根地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（守谷 能精） 5月13日、川根地区と五和地区の委員と推進委員6名、山下会長と森副会長、事務局にて賃借人と行政書士の立会いのもと現地を確認しました。生育状況はバラバラであり、ポットで栽培しています。直植を検討するよう伝えました。鳥獣被害については柵を設置しているため大丈夫と思われます。また、傾斜地であるため、土側溝等を設けるなどして排水問題にも対応しています。しっかり耕作するという気持ちはありました。許可はやむを得ないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。2番案件と3番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） しっかりとした営農計画書を提出させて、3年後には計画どおりの実績が見込めるようにしなければいけないと考えています。その点についてどのように考えていますか。

○事務局（菌田係長） 本日、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を資料として配布させていただきました。ガイドラインの「2 一時転用許可の手続」には、営農計画書の提出が求められ、栽培する作物の生産量等の根拠もデータとして求められています。今後提出される案件は、このガイドラインに則った手続を行います。また、栽培実績と収支状況の報告を毎年2月末までに行うこととなっており、やむを得ない事情を除いて営農に支障をきたしているようであれば指導し、それでも改善されないようであれば勧告するといった手続を行います。

○委員（守谷 能精） 3年後に同じことを繰り返さないためにも、ガイドラインに則った手続を行い、申請者に対しても周知していく必要があると考えます。

○議長（山下 忍） それでは採決いたします。2番案件と3番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、2番案件と3番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（菌田係長）

4番案件、資料の26ページ、現地調査資料の25ページから28ページをご覧ください。

使用借人は、野田の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は高島町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は高島町の畑、現況畑1筆408㎡、他地目併用全体面積544.36㎡で転用目的は自己住宅になります。

場所は、島田第五小学校から南東へ約360mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、使用借人はアパートに住んでおり、戸建て住宅を建設するために、使用貸人の祖父の畑を使用貸借したく申請に及びました。

計画としては、2階建て住宅1棟他カーポート、物置を整備し、排水は東側水路に排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に周辺に残る農地は少なく、使用借人の資金計画についても問題はない為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（成岡 義人） 5月10日、六合地区の委員、推進委員4名にて現地を確認しました。周囲に農地は残るものの申請人の農地であり、排水においても近隣農地に影響はなく、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。4番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。4番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、4番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（藺田係長）

5番案件、資料の27ページ、現地調査資料の29ページから32ページをご覧ください。

使用借人は、東町の主婦〇〇〇〇さん、使用貸人は東町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の田、現況：田1筆267㎡、転用目的は自己住宅になります。

場所は、六合東小学校から南東へ約65mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、使用借人の住宅が老朽化しているうえ、北側道路から低い位置にあるため浸水の恐れがあることから、移転し住宅を建設したく、使用貸人の夫の畑を使用貸借したく申請に及びました。

計画としては、2階建て住宅1棟他駐車場2台分を整備し、排水は西側水路に排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に周辺に残る農地はあるものの影響はなく、使用借人の資金計画についても問題はない為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（櫻井 和也） 5月10日、六合地区の委員、推進委員4名にて現地を確認しました。事務局の説明どおりであり、周辺は農地が少なく、営農への影響は少ないため、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。5番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。5番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、5番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（藺田係長）

6番案件、資料の27ページ、現地調査資料の33ページから36ページをご覧ください。

譲受人は、焼津市の宅地建物取引業、土木建築工事業株式会社〇〇〇〇、譲渡人は宝来町の主婦〇〇〇〇さん、無職〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の畑、現況畑1筆362㎡、他地目併用全体面積763.98㎡、転用目的は分譲住宅になりま



す。

場所は、六合東小学校から北北西へ約530mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は分譲宅地の開発を手掛けており、東町地区内で分譲宅地用地を探していたところ、譲渡人と売買の合意ができ、また隣接の宅地を取得して4区画の分譲宅地を造成したく申請に及びました。

計画としては、住宅用地4区画、区画面積は各191㎡を整備し、排水は各区画が面する水路に排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に周辺に残る農地はあるものの、影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はない為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（櫻井 和也） 5月10日、六合地区の委員、推進委員4名にて現地を確認しました。事務局の説明どおりであり、周辺は農地が少なく、営農への影響は少ないため、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。6番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。6番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、6番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（藺田係長）

7番案件、資料の27ページ、現地調査資料は37ページから40ページをご覧ください。

本件は、議案第9号の1番案件と関連があります。

使用借人は東町の太陽光発電事業者株式会社〇〇〇〇、使用貸人は東町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、東町の田、現況：田1筆1,723㎡のうち2.5㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。前回は令和3年6月15日に一時転用許可を受け、今回2回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。

場所は、六合東小学校から南南西に約570mの場所に位置し、農地区分は、農用地区域内農地（青地）です。

土地所有者とは3条の使用貸借権、区分地上権が設定されております。

申請理由です。設置者である使用借人は太陽光発電施設を設置し、農業とその売電と共に農業を続けていくことが望ましいと判断したため、申請に至っています。

計画は、施設下部農地面積は992㎡、遮光率64.28%で、施設下部の作物は榊とミョウガです。なお、太陽光発電施設の内容は資料備考欄のとおりです。

施設下部の作物は、榊はポット栽培、ミョウガはプランターにて栽培しています。ミョウガについては、昨年試験栽培をし、最初の許可年から7年目となる今回からの作付けとなります。

許可期間中においては、栽培実績や収支状況について、報告が義務付けられており、令和6年2月に提出された状況報告では、榊の単収は0本で報告されています。なお、農林業センサスによる榊の

目標反収は7,500本、農業技術体系によるミョウガの目標反収は2,000kgです。

この度の申請に関して、榊の栽培については、有限会社〇〇〇〇から知見を有するものの意見書が提出されています。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（森 孝雄） 5月10日、六合地区の委員、推進委員4名にて現地を確認しました。申請者は通院のため立ち会ってもらうことができなかつたため、電話により聞き取りをしました。管理が行き届いていないため、榊の栽培がうまくいかず、ミョウガに変更しています。ミョウガの芽は出てきています。最初の申請から6年経過するため、しっかり営農してもらいたいと思っています。今後も継続して指導していきたいと思っています。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。7番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。7番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、7番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（蘭田係長）

8番案件、資料の28ページ、現地調査資料の41ページから44ページをご覧ください。

本件は、議案第9号の4番案件と関連があります。

賃借人は川根町家山の会社役員〇〇〇〇さん、賃貸人は高熊の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、福用の畑、現況：果樹園2筆、合計548㎡のうち0.14㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。令和元年11月13日に初回の一時転用許可を受け、今回1回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。本来であれば令和4年10月までに許可を得なければいけませんでしたでしたが失念していたため、今回の申請に至っており、始末書が提出されています。

場所は、北五和会館から北北西に約110mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

土地所有者とは3条の使用貸借権、区分地上権が設定されています。

申請理由は、設置者である賃借人は、茶に替わる転換作物を栽培し、営農型太陽光発電設備を設置することで農業経費捻出することを目的に設置し、申請に至っています。

計画は、施設下部農地面積は548㎡、遮光率48%で、施設下部の作物はブルーベリーです。なお、太陽光発電施設の内容は資料備考欄のとおりです。

作物のブルーベリーは、現在ポットで約75本栽培しています。1年目の植え付け後、2・3年目は肥培管理を継続し、4年目から収穫となります。反収は1,000kgを見込んでおり、県の実証実験資料が提出されており、資料によると1本当たり約2.0kgの収量があり、県の実証実験以上の収量であり、計画に問題はありませぬ。

なお、許可期間中においては、栽培実績や収支状況について、報告が義務付けられています。

許可基準に基づく検討状況は、撤去費について確保されており、営農状況を経過観察することで、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 5月13日、五和地区と川根地区の委員と推進委員6名、山下会長と森副会長、事務局にて賃借人と行政書士の立会いのもと現地を確認しました。以前確認したときにはブルーベリーは全滅に近かったが、今回はポット栽培であるが順調に育っており、収穫できれば良いと思います。

○委員（守谷 能精） 3年前に植えたものは、直植えの苗以外は全滅に近い状態でした。近隣にブルーベリーを直植えしてある箇所があり、一緒に見学に行き、実がしっかりついている状況を賃借人も確認し、刺激を受けてくれたと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。8番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。8番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、8番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○事務局（藪田係長）

9番案件、資料の29ページ、現地調査資料の45ページから48ページをご覧ください。

譲受人は船木の無職〇〇〇〇さん、譲渡人は吉田町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、船木の畑1筆：139㎡、転用目的は自己住宅敷地、無断転用の是正となります。

場所は、東名高速道路吉田ICから西南西へ約890mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、第2種農地（その他）になります。

申請理由としては、譲受人は現在、申請地に隣接する土地にて住宅を所有していますが、平成16年に住宅を建築した際に越境し、申請地に浄化槽がされ、進入路としても使用しています。この度譲渡人から贈与を受けることの協議が整ったため、適正な手続きをするべく、申請に及びました。

転用内容としては、自己住宅2棟への進入路と浄化槽の設置となっています。許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響はなく、無断転用の是正でもあり、許可するにやむを得ないと考えます。

なお、この案件に対し、始末書が提出されています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（岩本 剛久） 5月13日、池ヶ谷委員と石澤推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりであり、許可はやむを得ないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。9番案件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。9番案件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、9番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第13号 農用地利用集積計画、28件について、事務局の説明を求めます。

（議案第13号 農用地利用集積計画について）

○事務局（藺田係長） それでは、30ページをご覧ください。

議案第13号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第2号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和6年5月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は28件で、所有権移転はありません。

利用権設定については、使用貸借が12件で16,392㎡。賃貸借が8件で14,565㎡、使用貸借の転貸が4件で3,984㎡、賃貸借の転貸が4件で8,154㎡。それぞれ畑と田の内訳につきましては右に記載のとおりです。

担当から説明します。

○事務局（石原主事） 農用地利用集積計画（利用権設定）の説明をします。

所有権移転0件、利用権設定28件：合計28件の案件になります。

農用地利用集積計画（利用権の設定）について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも令和6年6月1日貸借開始となります。

31ページをご覧ください。

設定期間1年間です。

1件、3筆で面積は3,720㎡です。

権利の種類は、使用借権で再設定です。

32ページをご覧ください。

設定期間2年間です。

3件、3筆で面積は合計2,612㎡です。

権利の種類は、全て使用借権で、全て再設定です。

33ページをご覧ください。

設定期間3年間です。

8件、14筆で面積は合計10,945㎡です。

権利の種類は、使用借権が5件で賃借権が3件、再設定が5件で新規設定が3件です。

新規設定3件の内、2件が解除条件付になります。

34ページをご覧ください。

設定期間5年間です。

5件、7筆で面積は合計7,391㎡です。

権利の種類は、賃借権が4件で使用借権が1件、新規設定が3件で再設定が2件です。  
新規設定3件の内、1件が解除条件付になります。

35 ページをご覧ください。

設定期間7年間です。

1件、3筆で面積は3,477 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、賃借権で、再設定です。

36 ページをご覧ください。

設定期間10年間です。

2件、2筆で面積は合計2,812 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、全て使用借権で、新規設定が1件、再設定が1件です。

37 ページをご覧ください。

続いては、農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸の案件です。

設定期間3年間です。

5件、6筆で面積は合計3,437 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、使用借権が3件で賃借権が2件、全て新規設定です。

38 ページをご覧ください。

設定期間5年間です。

2件、5筆で面積は合計7,156 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は全て賃借権で新規設定が1件、再設定が1件です。

39 ページをご覧ください。

設定期間10年間です。

1件、3筆で面積は1,545 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、使用借権で、新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画についての28件について、決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この28件につきましては、計画書の提出のとおり決定することに致します。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。